

佐久市交通安全対策協議会会議 次第

日 時 平成25年9月5日(木)
午前10時30分より
場 所 佐久消防署 3階会議室

- 1 開 会
- 2 佐久市長あいさつ
- 3 会長、副会長、監事選出
- 4 会長、副会長あいさつ
- 5 議 事
 - (1) 第1号議案
平成24年度事業報告・決算報告について
 - (2) 第2号議案
平成25年度事業計画(案)・予算(案)について
 - (3) 第3号議案
平成24年度佐久市交通安全対策実績について
 - (4) 第4号議案
平成25年度佐久市交通安全実施計画(案)について
- 6 その他
 - (1) 平成25年度佐久市交通安全市民大会開催予定について
 - (2) 連絡事項等
- 7 閉 会

平成24年度 佐久市交通安全対策協議会 決算書

歳入決算額 420,149 円

歳出決算額 243,012 円

差引残額 177,137 円

歳入の部

(単位 円)

科目	予算額	決算額	増減	備考
負担金	400,000	400,000	0	市負担金
繰越金	20,128	20,128	0	前年度繰越金
諸収入	16	21	5	預金利子
合計	420,144	420,149	5	

歳出の部

(単位 円)

科目	予算額	決算額	増減	備考
会議費	5,000	0	5,000	
事業費	400,000	243,012	△ 156,988	交通安全市民大会 177,802円 交通安全啓発用品等 64,370円 〔啓発用DVD 63,000円 プロジェクターケーブル 740円 白布クリーニング 630円〕 事務費等 840円
予備費	15,144	0	15,144	
合計	420,144	243,012	△ 177,132	

平成24年度 佐久市交通安全対策協議会 事業報告

期 日	実施事項	内 容
平成24年 8月8日 (月)	・ 佐久市交通安全対策協議会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱書交付(新年度変更者のみ) ・ 平成23年度事業報告・決算報告 ・ 平成24年度事業計画(案)・予算(案) 等
10月6日 (土)	・ 佐久市交通安全市民大会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐久市コスモホールで開催 マルチ音楽家アマデウス大西による交通安全講話とピアノ演奏、交通安全教育支援センター職員によるアトラクション (参加者約300名)
年 間	・ 季別ごとの交通安全運動における啓発、指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通指導所開設4回(佐久合庁、ツルヤ白田店、ほっとばーく浅科、佐久警察署望月庁舎) ・ 人波作戦4回
	・ 交通安全施設の整備と教育用資材等の購入、配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全啓発用赤色回転灯の管理補修 ・ 幼稚園、保育園、小中学校における交通安全教室への支援、協力(43回 9,350名) ・ 啓発、教育用DVD等の購入 ・ 高齢者宅家庭訪問による個別指導(43世帯) ・ 老人会への反射材配布と講習会の実施(24回 902名) ・ 体験型教育「ナイトスクール」の開催と夜光反射材の配布(10/29) ・ 交通安全注意喚起法定外看板の設置
	・ 交通安全、交通事故防止啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全啓発活動に活用する啓発チラシ等の発行と配布
	・ 高齢者の交通安全教育参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ いきいきセーフティーマナー競技会への参加補助(10月15日塩尻市中南信運転免許センターで開催高齢者5名出場県下第3位)

『参考』過去5年間における佐久市内人身交通事故発生状況

年	人事故発生件数(件)	死者数(人)	負傷者数(人)
24	481	4	612
23	469	6	604
22	563	7	729
21	480	5	610
20	542	5	683

歳出(事業費)内訳

科目	内 容	金 額	領収日
事業費	わが家の交通安全課長委嘱式白布クリーニング	630	5月2日
	記念品(シャープペン・交通安全市民大会交通少年団)	11,840	9月12日
	交通安全市民大会パンフレット用色上質紙	8,006	9月12日
	交通安全市民大会回覧チラシ用ファインカラー用紙	12,130	9月12日
	交通安全市民大会交通少年団傷害保険	1,450	9月24日
	交通安全市民大会懸垂幕、案内表示等用紙・インク代	29,904	10月2日
	交通安全市民大会啓発用品(A4データバック)	45,000	10月2日
	交通安全市民大会交通少年団弁当	25,500	10月11日
	交通安全市民大会お茶ほか(来賓、講師等)	4,725	10月11日
	交通安全市民大会臨時駐車場	5,000	10月6日
	交通安全市民大会ステージ用生花	11,025	10月16日
	交通安全市民大会消耗品	1,962	10月16日
	交通安全市民大会白布クリーニング	1,260	10月17日
	交通安全市民大会司会料	20,000	10月26日
	プロジェクター用ケーブル	740	2月18日
	講習用DVD	63,000	3月21日
	講習用DVD振込手数料	840	3月21日
		計	243,012

監 査 報 告 書

佐久市交通安全対策協議会の平成24年度収支決算について監査した結果、会計関係帳簿の整備、事務について適正に処理されていることを、認めましたので、報告します。

平成25年8月19日

監 事 水内征夫 (印)

監 事 樋山慶一 (印)

議案第3号

資料 N03

平成24年度

佐久市交通安全対策実施結果



佐久市交通安全対策協議会

目 次

第1章 道路交通環境の整備	1
1 交通安全施設等の整備	1
2 その他道路交通環境の整備	6
第2章 交通安全意識の普及徹底	7
1 交通安全教育の推進	7
2 交通安全運動の推進	9
第3章 救助・救急体制の整備	12
1 救助・救急体制の整備	12
2 救急法の普及	13
第4章 被害者援護体制の充実	14
1 交通災害共済制度の普及促進	14
2 交通事故相談活動の強化	15
第5章 鉄道交通の安全に関する施策	16

第1章 道路交通環境の整備

佐久警察署

事業方針

1 交通安全施設等の整備

(1) 公安委員会に関する事項

安全・安心で人に優しい交通環境整備のため、実態に即した交通安全施設の整備、交通事故多発交差点对策を推進します。

交通信号機の整備	<ul style="list-style-type: none"> 導入した交通管制システムの検証を継続し、佐久市の交通状況に即した信号制御を推進します。 高齢者等にも見やすい発光ダイオード信号灯器への変更を引き続き推進します。 新設される近津線関係を中心に交通信号等の整備、沿線に新設予定の小学校の通学路対策先行整備を推進します。
道路標識・標示の整備	<ul style="list-style-type: none"> 変化する交通環境から幼児・学童・高齢者等の交通弱者を保護するため、走行速度の抑制、安全・快適な歩行空間を創出するための交通規制等を行い「安全・安心で人に優しい交通環境の整備」を推進します。 高齢者等に「見やすく分かりやすい道路標識・標示」とするなど視認性向上のために、道路標識・標示の大型化・高輝度化を図るとともに、景観にも配慮した縮小化も推進します。 交通事故多発交差点、多発地帯対策も推進します。 駐車禁止規制・速度規制、その他交通規制の見直し等、交通の状況に応じた交通環境の整備を推進します。

実施結果

平成24年度交通安全施設整備

区 分		事業量	場所・内容等
信号	信号機改良 (予定)	46 基	通学路対策
	信号機新設 (予定)	8 基	歩車分離式信号交差点の推進
表示	横断歩道新設	22 箇所	通学路対策
標識	道路標識	一時停止新設 8 箇所	事故防止対策
	道路標識・ 標示の整備	既設道路標識・道 路標示の整備 標識 82 本 表示 6,000m	ライフサイクルコスト低減に向けた既 設標識の見直し。
合 計		54 基 30 箇所 6,000m	

事業方針

(2) 道路管理者に関する事項
ア 国道及び県道

○安全で快適な交通環境の整備

- ・ 交通事故の発生実態や高齢者等交通弱者の道路利用実態を踏まえた交通安全施設整備を推進し、安全で快適な交通環境の改善に努めます。

○安全、安心な道路環境の確保

- ・ 安全でスムーズな道路交通を確保するため、交差点の改良や歩道の整備を推進します。

実施結果

平成24年度交通安全施設整備

(千円)

		工 種	事業量	事業費	摘 要	
法 に 基 づ く 交 通 安 全 施 設	第 1 種	歩 道	m	9,830	平賀他用地補償等	
		歩道切り下げ				
		視覚障害者誘導用ブロック				
		自転車歩行者道 (km)	200m	79,200	小田井	
		横断歩道橋				
		地下横断歩道				
		そ の 他				
	第 2 種	道路照明 (基)				
		防護柵 (km)	165m	3,000	塚原	
		道路標識 (本)	2 基	250	桑山	
		区画線 (km)	44,400m	10,000		
		視線誘導標 (本)	25 本	600	岩水	
		道路反射鏡 (式)				
		そ の 他	78 m ²	1,000	赤岩、カラー舗装	
合 計		44,765m 2 基、25 本 78 m ²				

事業方針

イ 市道

市道における交通安全対策のため、道路反射鏡・防護柵・区画線・交差点改良等の安全施設を整備することにより、市民の交通安全や利便性を図る。

○ 事業内容

・市内240区における市道の安全確保のため、道路反射鏡・区画線・防護柵等の安全施設の整備を行い、市民の交通の利便性や安全性を図る。その他、破損した安全施設の整備。

実施結果

平成24年度交通安全施設整備 (千円)

工 種		事業量	事業費	摘 要	
法に基づく交通安全施設	第1種	歩道			
		その他			
		小 計			
	第2種	防 護 柵	368.5m	6,717	
		道 路 標 識	箇所		
		区 画 線	1,006.4m	1,807	
		道 路 反 射 鏡	63 基	6,382	
		そ の 他	1 式	7,960	
		小 計	368.5m 1,006.4m 63 基 1 式	22,866	
	合 計	368.5m 1,006.4m 63 基 1 式	22,866		

事業方針

ウ 農道

農道の危険箇所にガードレールを設置するとともに、農業用排水路の危険箇所に防護柵を設置します。

農業用車両のみでなく一般車両も含めた交通が、交通事故の危険性を増大させているので、付帯する各種安全施設について、危険箇所を作らないことを目標に計画設計段階から公安委員会の指導のもと、安全な農道の整備を図ります。

エ 林道

林道の危険箇所にガードレールを設置するとともに、カーブ等の危険箇所に防護柵を設置します。

一般通行車両の多い路線やその他緊急に交通の安全を確保する必要がある路線について改良改築事業を行います。

新設にあたっては、交通安全施設の設置に配慮し、交通安全の確保を図ります。

実施結果

平成24年度実施結果

ウ 農道整備

舗装新設	砕石支給	生コン支給
2,110m	866 m ³	371 m ³

エ 林道整備

(m)

舗装新設	不陸整正	高枝切	丸太筋工	草刈
201	2,239	1,000	0	105,707

事業方針

オ 高速道路関連道路

高速交通網の開通により交通量が増加している今日、歩行者の多い道路、また通学路として使用している市道（高速道路建設等に関するもの）の中で、特に交通事故等の危険性が予想される道路について、歩道等を整備することにより利用者の安全、かつ交通の円滑な走行の確保を図ります。

○ 事業内容
歩道の整備

実施結果

平成24年度交通安全施設整備 (千円)

工 種		事業量	事業費	摘 要	
法 に 基 づ く 交 通 安 全 施 設	第 1 種	歩道	235.1m	4,638	
		その他			
		小 計	235.1m	4,638	
	第 2 種	防 護 柵	134m	1,534	
		道 路 標 識			
		区 画 線	2,733m	769	
		道 路 反 射 鏡	1 基	373	
		そ の 他	9 本	223	車線分離標
		小 計	2,867m 1 基、9 本 2,867m	2,899	
	合 計	3,102.1m 1 基、9 本	7,537		

事業方針

2 その他道路交通環境の整備

(1) 放置自転車対策

道路交通の安全確保及び道路環境の整備を図るため、道路管理者は学校教育機関及び交通管理者と連携して、地域の実情に即した環境整備対策を講じます。

また、既存の自転車駐輪場の利用促進を図るためのPR活動を行うとともに、自転車駐輪場の整備、整頓に配慮し、歩行空間の確保に努めます。

(2) 法定外交通安全看板の設置

市内の交通危険箇所等に、速度抑制、一時停止、徐行等を徹底させるための法定外看板を設置し、通行車両等に注意を喚起させる対策を推進します。

実施結果

(1) 放置自転車対策

中込市営駐輪場、佐久平駅駐輪場、中佐都駅駐輪場、岩村田駅駐輪場の放置自転車を撤去し、駐輪スペースを確保するとともに、駅周辺歩道上にある放置自転車を定期的に撤去し、歩行者の通行スペースを確保に努めました。

放置自転車撤去処分数	168台（前年比－33台）
------------	---------------

(2) 法定外交通安全看板の設置

通行車両等に注意喚起を促し、交通ルール等を遵守させるための法定外看板を、各区の要望に基づき設置しました。

法定外注意喚起看板設置	57枚（前年比－11枚）
-------------	--------------

事業方針	
<p>1 交通安全教育の推進</p> <p>交通安全教育は、家庭における幼児に対する教育から始まり、小・中・高校における組織的・体系的な教育、その後反復して行われる運転者の資質向上の教育、老人クラブ等における高齢者の教育に至るまで生涯にわたって段階的かつ継続的に推進する必要があります。このため、人命尊重という理念のもとに、安全に行動できる人間、交通社会の一員として積極的に貢献できる人間、更には将来の交通状態の改善にも寄与し得る人間の育成を目標として、心身の発達段階、道路交通への参加の態様等に応じて、教育の様々な場面を活用し、交通安全教育の推進を図ります。</p> <p>(1) 保育所、幼稚園、学校等における安全教育</p> <p>学校教育等の場においては、人間形成の一環として、人命尊重及び遵法の本質に立脚し、交通事故から自分の生命を守る知識、能力及び行動等を習得させ、交通安全の優れた実践者を育成するため、計画的に教育を推進します。</p>	
実施結果	
<p>保 育 所 幼 稚 園</p>	<p>ア 新入園児を迎える4月から5月を重点に、保育所、幼稚園を対象に、警察、交通指導員会等と連携しての交通安全教室を開催しました。(24回 3,470名)</p> <p>イ ペンキを使用した「足型等ストップマーク」の表示を実施しました。(2,766箇所)</p> <p>ウ P T A・地域の交通安全協会等の協力による新入学(園)児の街頭指導を行いました。</p>
<p>小 学 校 中 学 校</p>	<p>ア 人命尊重の理念に立ち、自らの確に判断し安全に行動できる交通社会人の育成を目指し、児童生徒の発達段階に応じた交通安全教育を推進します。</p> <p>イ 小・中学校にあつては、学校、警察、佐久市交通指導員会、家庭等と連携し、交通安全教室を開催しました。(19回 5,880名)</p> <p>ウ 小学校 P T Aによる地区単位の親子交通安全教室を開催しました。(21回 1,089名)</p> <p>エ 市内16小学校の、6年生全員を「わが家の交通安全課長」に委嘱するとともに、横断旗を配布し、児童及びその家族の交通安全意識の高揚を図りました。(平成24年4月19日 泉小学校において委嘱式開催 市内委嘱児童939名)</p> <p>オ 交通ルールとマナー、自転車の点検・正しい乗り方の指導を実施しました。</p>

事業方針

(2) 社会教育における交通安全指導

広く住民に交通安全意識の浸透を図るため、社会教育の場と機会を活用して、交通安全意識の高揚に努めます。

交通安全学習の実施	公民館等における成人等に対する講座・研修会など、あらゆる機会を利用しての交通安全教育の実施について要請します。
関係団体との連携による活動の推進	社会教育関係団体の活動に、交通安全に関する事業を実施するよう各種団体に要請します。
広報活動による啓発	公民館やPTA等の社会教育関係団体が発行する広報誌等に、交通安全に関する内容を掲載するよう要請して住民意識を高揚させるほか、あらゆる広報媒体を活用し住民の交通安全意識を醸成します。 また、緊急時においては、緊急的に有線放送、回覧チラシ等により市民への周知徹底を図ります。
地域活動の徹底	県教育委員会が行う、PTA指導者研修会、青年団体指導者研修、少年団体指導者研修において、地域・団体活動における交通安全指導について啓発します。

実施結果

高齢者	<p>ア 9月から12月の間に、佐久市老人クラブ連合会との連携による市内老人クラブ対象の交通安全教室を開催しました。(24回 902名)</p> <p>イ 高齢者の死亡する交通事故が2件発生した協和地区において、警察や佐久市交通指導員会及び交通安全協会等と連携して、高齢者宅への家庭訪問による個別交通安全指導を行いました。(1回 43世帯)</p> <p>ウ 春・秋の全国交通安全運動期間中に、シルバー人材センター等の高齢者支援組織と連携し、浅間自動車学校において高齢ドライバーを対象とした「シルバー運転教室」を開催しました。(2回 48名)</p> <p>エ 高齢者対象の交通安全ナイトスクールを開催し、交通安全指導を行ないました。(平成24年10月29日実施)</p>
地域	<p>ア 広報誌等に、交通安全に関する内容や交通安全標語などを掲載するほか、老人クラブ等に対する市所有の交通安全教育用ビデオテープの貸出しを促進する等、広く市民の交通安全意識の高揚を図りました。</p> <p>イ 佐久市交通安全市民大会を開催し、市民参加のもとに交通安全意識の高揚を図りました。(平成24年10月6日(土)「コスモホール」で開催)</p>

事業方針

2 交通安全運動の推進

(1) 季別の交通安全運動

季別ごとに実施される交通安全運動に伴い、関係機関と連携協力し、交通事故発生状況を踏まえ、交通安全啓発、指導、教育活動を展開し、交通事故防止に効果があがる対策を推進します。

実施結果

(1) 季別の交通安全運動

名 称	期 間	目 的
春の全国交通安全運動	4月6日(金) ～ 4月15日(日) (10日間)	広く県民に交通安全知識の普及と交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故を防止するための交通安全を呼びかけました。(佐久合同庁舎駐車場において出動式及び跡部交差点において交通指導所を開設 4/6)
夏の交通安全やまびこ運動	7月19日(木) ～ 7月25日(水) (7日間)	夏の行楽・帰省シーズンを迎え、これに伴う交通事故を防止するため、広く県民及び県外者に交通安全を呼びかけました。(ツルヤ臼田店駐車場で出動式及び同店前交差点において交通指導所を開設 7/19)
秋の全国交通安全運動	9月21日(金) ～ 9月30日(日) (10日間)	広く県民に交通安全知識の普及と交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故を防止するための交通安全を呼びかけました。(ほっとぱーく浅科において出動式及び同パーク前道路において交通指導所を開設・浅科小6年児童による交通安全お手紙作戦を実施 9/25)
年末の交通安全運動	12月11日(火) ～ 12月31日(月) (21日間)	年末は、飲酒の機会が多く、降雪や凍結等の道路環境の悪化も加わり、交通事故の多発が予想されるため、広く県民及び県外者に交通安全を呼びかけました。(東信免許センター駐車場において出動式及び同センター前道路で交通指導所を開設 12/11)

事業方針

(3) 啓発日の設定

家庭、地域、学校では啓発日を活用して各種の行事を実施するなど、一人ひとりの安全意識の高揚を図ります。

(4) 緊急対策等の実施

- 死亡事故現地診断の実施と再発防止検討会の開催
- 広報啓発活動による周知と安全意識の醸成
- 交通死亡事故多発非常事態宣言

実施結果

(3) 啓発日の設定

名 称	実 施 日	活 動 内 容
交通安全の日	毎月 5日と20日	街頭指導、広報、啓発活動を強化し、広く交通安全を呼びかけて、次の事項を重点に交通安全意識を高めました。 ○ 全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
シートベルト啓発の日 (シートの日)	毎月 4日、14日、 24日	シートベルト・チャイルドシート着用の徹底を図るための広報啓発活動等を実施しました。
二輪車交通安全の日 (全国統一バイクの日)	8月19日(金)	二輪車の事故防止を図るための啓発活動を実施しました。

(4) 緊急対策等の実施

平成24年中、佐久市内で発生した交通死亡事故は4件でした。

交通死亡事故の発生を受けて、有線放送等を活用して交通事故防止の啓発広報を実施しました。

高齢者のかかわる交通死亡事故が2件発生した協和地区において、高齢者宅家庭訪問による交通安全指導と交通安全ナイトスクールを開催し、交通死亡事故再発防止対策を実施しました。

なお、平成24年中、交通死亡事故多発非常事態宣言の発令はありませんでした。

第3章 救助・救急体制の整備

佐久消防署・川西消防署・北部消防署

事業方針（共通）

1 救助・救急体制の整備

(1) 救助・救急体制の整備

ア 多種多様化する交通事故現場において、負傷者の救出や搬送をより迅速化させるため、救助救急資機材の整備を図り、反復訓練を実施します。また、救急指定病院との連携を緊密にし、事例検討会等を通じ救命率の向上を図ります。

イ 緊急車両の点検整備を積極的に行い、常に万全の整備状態を確保するとともに、併せて職員の安全運転を励行するため、関係機関の交通安全運動等の事業に積極的に参加します。

(2) 119番受信装置の改良整備

近年、携帯電話からの119番受信が増加しており、発信地点表示に対応できるコンピュータシステムについて調査研究を進め、交通事故地点が即座に判明するよう、各種機器の改良整備を検討します。

実施結果

1 救助・救急体制の整備

(1) 救助・救急体制の整備

ア 緊急車両に対する法定点検整備、毎日の始業点検の励行、活動資器材の点検整備等を行ない、常に万全な出動を確保しました。（共通）

イ 緊急車両の運転者育成のため、日々の走行訓練を実施しました。（共通）

ウ 「安全運転管理者講習」への参加、協力を行ないました。（共通）

エ 安全運転管理者選任事業所交通事故防止コンクールへ参加しました。（共通）

オ 随時機会を捉え、安全運転管理者による安全運転教育、指導を実施しました。また、交通安全講習会を開催し受講しました。（共通）

カ 「ハイブリット車、電気自動車」の事故から負傷者を安全に救出・救護するため、外部講師を招き、車両の構造や特性、高電圧の危険回避などについて、職員を対象に講習会を実施しました。（北部消防署）

(2) 119番受信装置の改良装置

『佐久消防署』

ア 緊急通信指令施設、通信指令機器の稼働操作の更なる習熟に努め、各地域の道路状況や地理、建造物等が変化するなかで、指令台地図への住居・道路の最新データ入力及びAED設置場所やドクターヘリ等の着陸地点を入力し、初動体制の迅速化を図りました。

イ 現119番受信装置、指令装置の設置業者との情報連携により、携帯電話の受信状況等について情報提供しながら、新システムソフトの開発に協力しました。

『川西消防署』

ア 緊急通信指令施設の稼働操作の更なる習熟に努め、各地域の道路状況や地理、建造物等が変化する中で、指令台への住所・道路の最新データを入力して初動体制の迅速化を図りました。

イ 平成27年度に（佐久広域連合消防本部7署）の通信システム統合計画により、新指令装置のシステムの構築中です。携帯電話からの119番受信も、発信地点が検索できる装置を導入する計画です。

『北部消防署』

管内における道路状況や新築住宅、防火対象物等の地理調査を行ない、指令台地図への更新情報の入力を行いました。

事業方針

2 救急法の普及

(1) 応急手当講習会等の開催

応急手当講習会・救命講習会を通じて交通事故発生時にける、迅速・的確な応急手当の知識・技能を広く市民に普及することによって救命率の向上を図ります。また、講習会の開催等について更なる啓蒙を図っていきます。

実施結果

2 救急法の普及

(1) 応急手当講習会等の開催

- ・ 広域主催の上級、普通救命講習会等の講習会に参加協力しました。
- ・ 各種団体、事業所等で応急手当・AED講習会を開催し、交通事故による負傷者の救命率向上を目指しました。

また、メディア・広報紙等を活用し、救命講習会の普及に努めました。

『佐久消防署』

- 上級・普通救命講習会（AED講習会を含む）
実施回数 47 回 898 人
- その他の応急手当講習会
実施回数 76 回 2,609 人

『川西消防署』

- 上級・普通救命講習会（AED講習を含む）
実施回数 21 回 270 人
- その他の応急手当講習会
実施回数 17 回 490 人

『北部消防署』

- 上級・普通救命講習会（AED講習会を含む）
実施回数 7 回 97 人
- その他の応急手当講習会
実施回数 19 回 444 人

第4章 被害者援護体制の充実

環境部生活環境課

事業方針

1 交通災害共済制度の普及促進

交通事故により被害を受けた人を救済するため、「長野県民交通災害共済組合」の交通災害共済制度を広く市民に周知し、未加入者の加入促進を図ります。

(1) 年会費は一人400円。会員期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間。請求期限は交通事故発生日より2年間となります。

(2) 加入方法は、申込書を各家庭に配布し毎年3月中旬までに区長を通じて申し込みます。これ以外は、本庁生活環境課及び各支所の窓口で申し込む方法があります。

(3) 公費負担

3歳以上の幼児から15歳未満の小・中学生（4月1日現在、佐久市在住者に限る）は、会費（1人100円）を市が全額負担します。また、生活保護家庭、身体障害者手帳1、2級該当者、療育手帳所持者についても、民生委員を通じ、市保健福祉部福祉課又は支所保健福祉課に加入申し込みをすると、市が全額公費負担します。

(4) 交通災害見舞金額

見舞金については、死亡時の100万円が上限として、20等級に分かれており、最低保障2万円。

実施結果

1 交通災害共済制度の普及促進

市内各区に協力を要請して、市民の加入促進を図りました。

また、FMラジオ放送、広報誌、回覧により共済制度への加入促進を広報しました。

平成24年度中の共済加入状況

一般会員	特別会員 (公費負担分)	会員総数	加入人口比率	加入人前年度比
52,414人	13,706人	66,120人	65.58%	-2,711人

平成24年度見舞金支給状況

見舞金請求件数	うち死亡事故	見舞金支払総額
303件	4件	20,752.5 千円

事業方針

2 交通事故相談活動の強化

(1) 長野県交通事故相談所の活用促進

交通事故被害者等が抱えている損害賠償、更生問題、その他交通事故に関連する事項について、上小地方事務所に設置されている長野県交通事故相談所上田相談所の活用を図ります。

また、相談所から遠隔地の県民に対しては、巡回相談が実施されているので、その利用についても、広報活動を行い、相談者の利便を図ります。

(2) 市における相談機能の充実強化

市の窓口における担当者の資質向上を図り、相談機能を充実、強化します。

実施結果

(1) 長野県交通事故相談所の活用促進

佐久地方事務所で、毎月第2金曜日、午前10時～午後3時までの間、巡回による無料相談所を開設しています。

佐久市では本庁舎及び支所の窓口に、交通事故相談案内パンフレットを常時配置するとともに、広報誌や佐久市ホームページ等により、長野県交通事故相談所の活用を促進しました。

平成24年度中の佐久市民交通事故相談所活用状況

被害者からの相談	加害者からの相談	合計
38人	9人	47人

(2) 市における相談機能の充実強化

市の窓口にお問い合わせがなされた交通事故相談については、長野県交通事故相談所や長野県弁護士会等の専門機関を速やかに紹介し、相談者の立場を理解した対応を行ないました。

第5章 鉄道交通の安全に関する施策

J R 東日本小海線営業所

事業方針

1 鉄道交通における交通安全対策

(1) 交通事故防止の徹底、推進

(2) 踏切事故防止対策の実施

とし、特に「踏切事故の防止」「自動車運転事故の防止」「異常時等における踏切の安全確保に向けた取組みの推進」を重点において取り組む。

実施結果

1 踏切事故の防止

(1) 踏切保安設備及び踏切警標等の点検設備

春4回 75箇所

秋1階 13箇所

(2) 踏切道の安全通行指導

2回

(3) 市内幼稚園等に対する踏切事故防止の広報を実施した。

2 自動車運転時等の事故防止

全国交通安全運動の実施に伴う啓発活動

(1) 各職場への看板の設置

- ・ 社員の運転免許証の確認
- ・ 道路交通法第71条の3第2項の徹底

(2) 駅待合室へのポスターの掲出

(3) 通勤時間帯において、交通安全運動（交通マナー）の車内放送を実施

3 異常時等における踏切の安全確保に向けた取組みの推進

警察及び消防等関係機関との「人身事故対応訓練会」を実施した。(H24.10.17)

平成24年度佐久市交通安全対策実施結果

平成25年(2013年)8月

発行 佐久市・佐久市交通安全対策協議会

編集 佐久市 環境部 生活環境課

事務局 〒385-8501

長野県佐久市中込3056

電話：0267(62)2111

FAX：0267(62)7862

URL：www.city.saku.nagano.jp

佐久市交通安全対策協議会委員名簿

任期:平成23年8月8日～2年間

区分	NO	職名	氏名	備考
運輸	1	JR東日本(株) 小海線営業所 業務科長	中 村 真 紀	
区長	2	佐久市区長会長 野沢地区会長	井 出 進	
	3	浅間地区会長	オヤイデ 小 柳 出 ユタカ 裕	
	4	中込地区会長	春 日 利 夫	
	5	東地区会長	小 平 瑞 穂	
	6	臼田地区会長	上 原 茂 雄	
	7	浅科地区会長	丸 山 紀 八 郎	
	8	望月地区会長	小 林 智 治	
	幼保 小等 教育	9		セキグチ 関 口 展 宏
10		佐久市内幼稚園代表	佐 藤 長 明	
11		佐久市保育協会会長	鷹 野 正 子	
PTA	12	佐久市PTA連合会長	丸 田 浩 之	
	13	佐久市保育園保護者会 連合会長	柳 澤 聡 一 郎	
高齢者	14	佐久市老人クラブ連合会長	高 見 澤 秀 明	
	15	佐久市社会福祉協議会長	佐 藤 悦 生	
行政	16	佐久地方事務所地域政策 課長	滝 沢 弘	
	17	佐久建設事務所整備課長	清 水 孝 二	
警察	18	佐久警察署交通課長	小 林 剛 史	
安協	19	佐久交通安全協会会長	キ 木 ウチ ユキオ 征 夫	
	20	南佐久交通安全協会 臼田支部長	タカヤナギ 高 柳 マコト 誠 人	
	21	川西交通安全協会 浅科支部長	小 松 武 人	
	22	川西交通安全協会 望月支部長	臼 田 秀 夫	
指導員	23	佐久市交通指導員会長	鈴 木 清 久	

合計 23団体

平成25年度 佐久市交通安全対策協議会 予算書(案)

歳入予算額 577,200 円

歳出予算額 577,200 円

差引残額 0 円

歳入の部

(単位 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備 考
負 担 金	400,000	400,000	0	市負担金
繰 越 金	177,137	20,128	157,009	前年度繰越金
諸 収 入	63	16	47	預金利子
合 計	577,200	420,144	157,056	

歳出の部

(単位 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備 考
会 議 費	5,000	5,000	0	
事 業 費	550,000	400,000	150,000	(交通安全用・通学路用立看板、交通安全教育、市民大会経費等)
予 備 費	22,200	15,144	7,056	
合 計	577,200	420,144	157,056	

平成25年度 佐久市交通安全対策協議会 事業計画(案)

期 日	実施事項	内 容
平成25年 8月8日 (木)	・佐久市交通安全対策協議会委員 委嘱	・ 委嘱書交付(郵送等にて)
9月5日 (木)	・佐久市交通安全対策協議会開催	・ 平成24年度事業報告、決算報告 ・ 平成24年度事業計画(案)、予算(案)
9月28日 (土)	・佐久市交通安全市民大会開催	・ 交流文化館浅科で開催 (参加者約300名)
年 間	・季別ごとの交通安全運動における啓 発、指導	・ 交通指導所開設4回(佐久合庁、デイツ ー白田店、ほっとばーく浅科、佐久警察 署望月庁舎) ・ 交通安全人波作戦
	・交通安全施設の整備と教育用資材等 の購入、配布	・ 佐久市交通安全実施計画の策定と同計画 に基づいた交通安全対策の推進 ・ 交通安全啓発用赤色回転灯の管理補修 ・ 幼稚園、保育園、小中学校における交通安 全教室への支援、協力 ・ 啓発、教育用DVD等の購入と活用 ・ 夜光反射材等の普及促進 ・ 交通安全注意喚起法定外看板の設置
	・交通安全、交通事故防止啓発活動	・ 各年代層に対する交通安全啓発活動にお ける啓発チラシの作成、配布
	・高齢者の交通安全教育参加支援	・ 体験型交通安全教育の推進

平成 2 5 年度

佐久市交通安全実施計画(案)



佐久市交通安全対策協議会

目 次

第1章 道路交通環境の整備	1
1 交通安全施設等の整備	1
2 その他道路交通環境の整備	6
第2章 交通安全意識の普及徹底	7
1 交通安全教育の推進	7
2 交通安全運動の推進	9
第3章 救助・救急体制の整備	12
1 救助・救急体制の整備	12
2 救急法の普及	13
第4章 被害者援護体制の充実	14
1 交通災害共済制度の普及促進	14
2 交通事故相談活動の強化	15
第5章 鉄道交通の安全に関する施策	16

第1章 道路交通環境の整備

佐久警察署

事業方針

1 交通安全施設等の整備

(1) 公安委員会に関する事項

安全・安心で人に優しい交通環境整備のため、実態に即した交通安全施設の整備、交通事故多発交差点对策を推進します。

交通信号機の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・プロファイル信号制御システムの検証を継続し、佐久市の交通状況に即した信号制御を推進します。 ・高齢者等にも見やすいLED信号灯器の整備を引き続き推進します。 ・新設される小学校、新設道路等交通流に変化を及ぼす箇所に信号整備等安全対策を推進します。
道路標識・標示の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・変化する交通環境から児童、高齢者等の交通弱者を保護するため、走行速度の抑制、安全・快適な歩行空間を創出するための交通規制等を実施し、「安全・安心で人に優しい交通環境の整備」を推進します。 ・道路標識の視認性向上のために、道路標識の高輝度化を推進するとともに、景観にも配慮した縮小化も推進します。 ・交通事故多発交差点等の事故防止対策の推進。 ・速度、駐車禁止規制等交通規制の見直しを含め、交通状況に応じた交通環境の整備を推進します。

実施計画

平成25年度交通安全施設整備計画

区 分		事業量	場所・内容等	
信号	信号機改良 (予定)	35基	インター東多現示化等	
	信号機新設 (予定)	3基	柴宮神社他	
表示	横断歩道新設	12箇所	通学路対策等	
標識	道路標識	一時停止新設	8箇所	交差点事故防止
	道路標識・標示の整備	既設道路標識 道路標示の整備	80本 8,500m	既設道路標識・表示補修
合 計		38基、20箇所、80本、8,500m		

事業方針

(2) 道路管理者に関する事項

ア 国道及び県道

○安全で快適な交通環境の整備

- ・交通事故の発生実態や高齢者等交通弱者の道路利用実態を踏まえた交通安全施設整備を推進し、安全で快適な交通環境の改善に努めます。

○安全、安心な道路環境の確保

- ・安全でスムーズな道路交通を確保するため、交差点の改良や歩道の整備を推進します。
- ・通学路の安全を確保するため、歩道の整備及び交通安全施設の整備を推進します。

実施計画

平成25年度交通安全施設整備計画 (千円)

		工 種	事業量	事業費	摘 要
法 に 基 づ く 交 通 安 全 施 設	第 1 種	歩 道	180m	24,000	常和他 用地補償等
		歩 道 切 下 げ			
		視覚障害者誘導用ブロック			
		自転車歩行者道	150m	23,000	小田井
		横断歩道橋			
		地下横断歩道			
		その他			
		小 計			
	第 2 種	道 路 照 明	1 基	2,000	駒場公園入口
		防 護 柵			
		道 路 標 識	4 基	1,500	
		区 画 線	30,000m	9,000	
		視 線 誘 導 標			
		道 路 反 射 鏡			
		その他		8,000	通学路点検箇所対策
小 計					
		合 計		67,500	

事業方針

イ 市道

市道における交通安全対策のため、道路反射鏡・防護柵・区画線・交差点改良等の安全施設を整備することにより、市民の交通安全や利便性を図る。

○ 事業内容

市内240区における市道の安全確保のため、道路反射鏡・区画線・防護柵等の安全施設の整備を行い、市民の交通の利便性や安全性を図る。その他、破損した安全施設の整備。

実施計画

平成25年度交通安全施設整備計画

(千円)

		工 種	事業量	事業費	摘 要
法に基づく交通安全施設	第1種	歩道			
		その他			
		小 計			
	第2種	防 護 柵	200m	2,520	
		道 路 標 識	10箇所	1,575	
		区 画 線	25,000m	5,250	
		道 路 反 射 鏡	55基	7,875	
		そ の 他	1式	5,780	
		小 計	200m 10箇所 25,000m 55基 1式	23,000	
	合 計	1式	23,000		

事業方針

ウ 農道

農道の危険箇所にガードレールを設置するとともに、農業用排水路の危険箇所に防護柵を設置します。

農業用車両のみでなく一般車両も含めた交通が、交通事故の危険性を増大させているので、付帯する各種安全施設について、危険箇所を作らないことを目標に計画設計段階から公安委員会の指導のもと、安全な農道の整備を図ります。

エ 林道

林道の危険箇所にガードレールを設置するとともに、カーブ等の危険箇所に防護柵を設置します。

一般通行車両の多い路線やその他緊急に交通の安全を確保する必要がある路線について改良改築事業を行います。

新設にあたっては、交通安全施設の設置に配慮し、交通安全の確保を図ります。

実施計画

ウ 農道

平成25年度実施計画

舗装新設	砕石支給	生コン支給
2,200m	850 m ³	400 m ³

エ 林道

平成25年度実施計画

(m)				
舗装新設	不陸整正	高枝切	丸太筋工	草刈
100	200	1,000	10	97,929

事業方針

オ 高速道路関連道路

高速交通網の開通により交通量が増加している今日、歩行者の多い道路、また通学路として使用している市道（高速道路建設等に関するもの）の中で、特に交通事故等の危険性が予想される道路について、歩道等を整備することにより利用者の安全かつ交通の円滑な走行の確保を図ります。

○ 事業内容
歩道の整備

実施計画

平成25年度交通安全施設整備計画 (千円)

工 種		事業量	事業費	摘 要	
法 に 基 づ く 交 通 安 全 施 設	第 1 種	歩道	71.7m	28,256	
		その他			
		小 計	71.7m	28,256	
	第 2 種	防 護 柵	8m	225	
		道 路 標 識			
		区 画 線	411.2m	114	
		道 路 反 射 鏡			
		そ の 他	3 本	97	車線分路標
	小 計	419.2m	436		
合 計		419.9m	28,692		
		3 本			

事業方針

2 その他道路交通環境の整備

(1) 放置自転車対策

道路交通の安全確保及び道路環境の整備を図るため、道路管理者は学校教育機関及び交通管理者と連携して、地域の実情に即した環境整備対策を講じます。

また、既存の自転車駐輪場の利用促進を図るためのPR活動を行うとともに、自転車駐輪場の整備、整頓に配慮し、歩行空間の確保に努めます。

(2) 法定外交通安全看板の設置

市内の交通危険箇所等に、速度抑制、一時停止、徐行等を徹底させるための法定外看板を設置し、通行車両等に注意を喚起させる対策を推進します。

実施計画

(1) 放置自転車対策

交通の妨げとなる放置自転車を排除し、自転車通行及び歩行者の通行を確保する事により、放置自転車が原因となる交通事故防止を図るため、下記の事項を実施します。

- ・ 通学に自転車を利用する高校生等の学校と協力して、自転車放置防止の指導を行ないます。
- ・ 学校教育機関、JR小海線営業所と協力して鉄道沿線周辺の歩道等の点検を適宜実施します。
- ・ 歩道等、道路に放置されている自転車については、管理者権限により適宜排除し、歩行空間の保持に努めます。
- ・ 自転車駐輪場の利用促進のため、自転車駐輪場の整備に努めます。

(2) 法定外交通安全看板の設置

市内各区からの要望に基づき、自動車等の運転者に対する交通事故防止注意喚起看板を作成し、設置します。

事業方針	
<p>1 交通安全教育の推進</p> <p>交通安全教育は、家庭における幼児に対する教育から始まり、小・中・高校における組織的・体系的な教育、その後反復して行われる運転者の資質向上の教育、老人クラブ等における高齢者の教育に至るまで生涯にわたって段階的かつ継続的に推進する必要があります。このため、人命尊重という理念のもとに、安全に行動できる人間、交通社会の一員として積極的に貢献できる人間、更には将来の交通状態の改善にも寄与し得る人間の育成を目標として、心身の発達段階、道路交通への参加の態様等に応じて、教育の様々な場面を活用し、交通安全教育の推進を図ります。</p> <p>(1) 保育所、幼稚園、学校等における安全教育</p> <p>学校教育等の場においては、人間形成の一環として、人命尊重及び遵法の精神に立脚し、交通事故から自分の生命を守る知識、能力及び行動等を習得させ、交通安全の優れた実践者を育成するため、計画的に教育を推進します。</p>	
実施計画	
<p>保 育 所 幼 稚 園</p>	<p>ア 新入園児を迎える4月から5月を重点に、保育所、幼稚園を対象に、警察、交通指導員会等と連携しての交通安全教室を開催し、園児、保護者の交通安全意識の高揚を図ります。</p> <p>イ 保育所、幼稚園周辺道路の危険箇所の点検を実施します。</p> <p>ウ 保護者会・P T A等の協力を得て、地域・家庭ぐるみの交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚を図ります。</p> <p>エ P T A・地域の交通安全協会等の協力による新入学（園）児の街頭指導を行います。</p>
<p>小 学 校 中 学 校</p>	<p>ア 人命尊重の理念に立ち、自らの確に判断し安全に行動できる交通社会人の育成を目指し、児童生徒の発達段階に応じた交通安全教育を推進します。</p> <p>イ 小・中学校にあっては、学校、警察、佐久市交通指導員会、家庭等と連携し、年に1回以上の交通安全教室を開催し、児童、生徒の交通安全意識の高揚を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校新入学児童・低学年・・・道路の正しい横断要領等 ・小学校高学年、中学校・・・・・・自転車の正しい乗り方等 <p>ウ 小学校P T Aによる地区単位の親子交通安全教室を開催し、地域における交通事故防止対策等を強化します。</p> <p>エ 市内16小学校の、6年生全員を「わが家の交通安全課長」に委嘱するとともに、横断旗を配布し、児童及びその家族の交通安全意識の高揚を図ります。</p> <p>オ 交通ルールとマナー、自転車の点検・正しい乗り方の指導を実施します。</p>

事業方針

(2) 社会教育における交通安全指導

広く住民に交通安全意識の浸透を図るため、社会教育の場と機会を活用して、交通安全意識の高揚に努めます。

交通安全学習の実施	公民館等における成人等に対する講座・研修会など、あらゆる機会を利用しての交通安全教育の実施について要請します。
関係団体との連携による活動の推進	社会教育関係団体の活動に、交通安全に関する事業を実施するよう各種団体に要請します。
広報活動による啓発	公民館やPTA等の社会教育関係団体が発行する広報誌等に、交通安全に関する内容を掲載するよう要請して住民意識を高揚させるほか、あらゆる広報媒体を活用し住民の交通安全意識を醸成します。 また、緊急時においては、緊急的に有線放送、回覧チラシ等により市民への周知徹底を図ります。
地域活動の徹底	県教育委員会が行う、PTA指導者研修会、青年団体指導者研修、少年団体指導者研修において、地域・団体活動における交通安全指導について啓発します。

実施計画

高齢者	<p>ア 佐久市老人クラブ連合会との連携による市内老人クラブ対象の交通安全教室を開催し、高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。</p> <p>イ 平成25年度の高齢者交通安全モデル地区に指定された「協和」地区において交通安全教育を実施し、その成果を市内全域に普及します。 また、警察や、佐久市交通指導員会及び交通安全協会等と連携して、高齢者宅への家庭訪問による個別交通安全指導を行います。</p> <p>ウ 春・秋の全国交通安全運動期間中に、シルバー人材センター等の高齢者支援組織と連携し、浅間自動車学校において高齢ドライバーを対象とした「シルバー運転教室」を開催します。</p> <p>エ 高齢者対象の交通安全教育及び高齢者家庭訪問による交通安全啓発を行います。</p> <p>オ 交通危険箇所、交通安全施設の点検・整備及び道路管理者・交通管理者等への提言を行います。</p>
地域	<p>ア 市が主催する公民館ふれあい学級、婦人学級、乳幼児学級、高齢者大学、公民館学習グループ等の各種学級、研修会、講座等の活動に、交通安全に関する内容を導入するよう働きかけを行います。</p> <p>イ 社会教育関係団体であるPTA連合会、女性団体等の活動に、交通安全に関する内容を導入するよう働きかけを行います。</p> <p>ウ 市、公民館、PTA等が発行する広報誌や文書等へ、交通安全に関する内容や交通安全標語などを掲載するほか、老人クラブ等に対する市所有の交通安全教育用ビデオテープの貸出しを促進する等、広く市民の交通安全意識の高揚を図ります。</p> <p>エ 佐久市交通安全市民大会を開催し、市民参加のもとに交通安全意識の高揚を図ります。</p>

事業方針

2 交通安全運動の推進

(1) 季別の交通安全運動

季別ごとに実施される交通安全運動に伴い、関係機関と連携協力し、交通事故発生状況を踏まえ、交通安全啓発、指導、教育活動を展開し、交通事故防止に効果があがる対策を推進します。

実施計画

(1) 季別の交通安全運動

名 称	期 間	目 的
春の全国交通安全運動	4月6日(土) ～ 4月15日(月) (10日間)	広く県民に交通安全知識の普及と交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故を防止するための交通安全を呼びかけます。
夏の交通安全やまびこ運動	7月19日(金) ～ 7月25日(木) (7日間)	夏の行楽・帰省シーズンを迎え、これに伴う交通事故を防止するため、広く県民及び県外者に交通安全を呼びかけます。
秋の全国交通安全運動	9月21日(土) ～ 9月30日(月) (10日間)	広く県民に交通安全知識の普及と交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故を防止するための交通安全を呼びかけます。
年末の交通安全運動	12月1日(日) ～ 12月31日(火) (31日間)	年末は、飲酒の機会が多く、降雪や凍結等の道路環境の悪化も加わり、交通事故の多発が予想されるため、広く県民及び県外者に交通安全を呼びかけます。
その他の運動	別に定める期間	交通事故の発生状況及び実態に応じ、緊急又は重点的に交通事故を防止するため、市民又は関係住民等に交通安全を呼びかけます。

年間スローガン

- 県・・・信濃路は ゆとりの笑顔と ゆずりあい
- 市・・・みんなで築こう佐久の交通安全
 - ・ 県下一斉街頭啓発日にあわせた交通指導所、人波作戦を実施します。
 - ・ 市広報紙、有線放送等、各種広報媒体を活用した広報活動を強化します。
 - ・ 保育園、幼稚園、小・中学校、老人クラブ等を対象とした交通安全教室を開催します。
 - ・ 体験型交通安全教室「ナイトスクール」を開催し、夜光反射材の効果について啓発します。

事業方針

(2) その他年間を通じて行う交通安全活動

- 高齢者の交通事故防止
- 横断中・歩行中の交通事故防止
- 自転車安全利用の促進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

実施計画

区 分	内 容						
高齢者の交通事故防止	<p>○ 高齢者交通安全モデル地区の指定による啓発活動</p> <p>高齢者の交通事故は依然として高い率を示し、特に歩行中の事故が多発する傾向にあります。</p> <p>このような状況から高齢者の交通事故防止対策の強化を図るため、高齢者交通安全モデル地区を指定し、地域内の住民の自主的な交通安全活動により、高齢者の交通事故防止運動を積極的に展開します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指定地区</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> <th style="text-align: center;">実 施 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">佐久市協和 (高齢者人口962人、高齢者世帯664世帯)</td> <td style="text-align: center;">平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日 までの1年間</td> <td style="text-align: left;"> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区の周知徹底 ・街頭における保護誘導活動 ・交通安全教室、講習会の開催と高齢者家庭への訪問 ・夜光タスキ等反射材の活用促進 ・地域内の運転者に対する安全運転励行の指導 </td> </tr> </tbody> </table>	指定地区	期 間	実 施 事 項	佐久市協和 (高齢者人口962人、高齢者世帯664世帯)	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日 までの1年間	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区の周知徹底 ・街頭における保護誘導活動 ・交通安全教室、講習会の開催と高齢者家庭への訪問 ・夜光タスキ等反射材の活用促進 ・地域内の運転者に対する安全運転励行の指導
指定地区	期 間	実 施 事 項					
佐久市協和 (高齢者人口962人、高齢者世帯664世帯)	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日 までの1年間	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区の周知徹底 ・街頭における保護誘導活動 ・交通安全教室、講習会の開催と高齢者家庭への訪問 ・夜光タスキ等反射材の活用促進 ・地域内の運転者に対する安全運転励行の指導 					
シートベルト・チャイルドシート着用の徹底	<p>○ シートベルト・チャイルドシート着用の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐久市では、後部席を含む全ての座席のシートベルトの正しい着用を目指して、広報啓発活動を強化し、佐久警察署と協力してのシートベルトパーフェクト作線（H25.4～H25.10）を実施します。 ・ チャイルドシートの着用についても保育園、幼稚園等の親子交通安全教室等の開催を通じた啓発活動を強化します。 						
運転者教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察及び交通安全協会等と連携を図りながら、自治会、町内会等の地域における各種会合に合わせた交通安全講習会を開催し、運転者の交通安全意識の高揚を図ります。 ○ 安全運転管理者協会等と連携し、会社・事業所等に対する交通安全の呼びかけを強化します。 ○ 夜光反射材の効果等、体験型教育の開催により、受講者自らが実体験により交通安全に対する自覚を醸成させる教室の開催。 ○ 自転車利用環境の整備と安全利用に関する啓発活動の実施。 ○ 飲酒運転根絶に向けた、飲食店業者への指導と厳罰化に関する周知徹底。 						

事業方針

(3) 啓発日の設定

家庭、地域、学校では啓発日を活用して各種の行事を実施するなど、一人ひとりの安全意識の高揚を図ります。

(4) 緊急対策等の実施

- 死亡事故現地診断の実施と再発防止検討会の開催
- 広報啓発活動による周知と安全意識の醸成
- 交通死亡事故多発非常事態宣言

実施計画

(3) 啓発日の設定

名 称	実 施 日	活 動 内 容
交通安全の日	毎月 5日と20日	街頭指導、広報、啓発活動を強化し、広く交通安全を呼びかけて、次の事項を重点に交通安全意識を高めます。 ○ シートベルト着用の徹底 ○ 自動車ヘッドライトの早め点灯の実践
シートベルト啓発の日 (シートの日)	毎月 4日、14日、 24日	シートベルト・チャイルドシート着用の徹底を図るための広報啓発活動等を強化します。
二輪車交通安全の日 (全国統一バイクの日)	8月19日(金)	二輪車の事故防止を図るための啓発活動を強化します。

(4) 緊急対策等の実施

ア 現地診断の実施

死亡事故が発生した場合には、地域住民を含む関係者を広範に集め、現地診断を実施するとともに再発防止検討会を開催して、迅速な再発防止対策を講じます。

イ 広報啓発活動の強化

交通事故の発生実態や特徴を踏まえ、関係機関等と連携し、文書回覧、放送施設等による広報啓発活動を強化し、住民の交通安全意識の高揚に努めます。

ウ 交通死亡事故多発非常事態宣言

交通事故が例年より相当早いペースで発生、又は一定期間連続して発生する等市民の日常生活に大きな危険と脅威を与える事態に至った場合には、「佐久市交通安全条例」に基づき

「交通死亡事故多発非常事態宣言」

を発令し、市民総ぐるみで交通安全意識の高揚を図り、交通死亡事故の発生を抑止します。

第3章 救助・救急体制の整備

佐久消防署・川西消防署・北部消防署

事業方針（消防署共通）

1 救助・救急体制の整備

(1) 救助・救急体制の整備

ア 多種多様化する交通事故現場において、負傷者の救出や搬送をより迅速化させるため、救助救急資器材の整備を図り、反復訓練を実施します。また、救急指定病院との連携を緊密にし、事例検討会等を通じ救命率の向上を図ります。

イ 緊急車両の点検整備を積極的に行い、常に万全の整備状態を確保するとともに、併せて職員の安全運転を励行するため、関係機関の交通安全運動等の事業に積極的に参加します。

(2) 119番受信装置の改良整備

近年、携帯電話からの119番受信が増加しており、発信地点表示に対応できるコンピュータシステムについて調査研究を進め、交通事故地点が即座に判明するよう、各種機器の改良整備を検討します。

実施計画

1 救助・救急体制の整備

『佐久消防署』

(1) 救助・救急体制の整備

緊急車両に対する法定点検、毎日の始業点検の励行、救助救急資器材の取扱いの習熟、整備、救急指定病院と事例検討会等を通じ交通外傷の処置方法、また、多種多様化する交通事故からの救出や搬送をより迅速化させるため、反復訓練を実施します。

(2) 119番受信装置の改良装置

携帯電話からの119番通報に対し、交通事故の発生地点が即座に判明するよう各種機器の改良整備を検討します。

『川西消防署』

(1) 救助・救急体制の整備

緊急車両に対する法定点検整備、毎日の始業点検の励行、救助・救急資器材の取扱いの習熟、整備、救急指定病院との事例検討会を通じ、交通外傷の処置方法を習得します。

(2) 119番受信装置の改良装置

平成27年度に（佐久広域連合消防本部7署）の通信システム統合計画により、新指令装置の導入に寄り携帯電話からの119番受信も発信地点が検索できる装置を導入計画中です。

『北部消防署』

(1) 救助・救急体制の整備

多種多様化する救助、救急現場における想定訓練を行ないながら、技能・技術を学び、習得し、消防職員としての自覚と責務を認識して能力向上に努めます。

また、救助・救急資器材の取扱い整備等を行ない、万全な出動体制を整えます。

(2) 119番受信装置の改良整備

管内における道路状況や新築住宅、建造物等のさらなる地理調査を行ない、情報入力、更新情報の整備を実施します。

事業方針(消防署共通)

2 救急法の普及

応急手当講習会等の開催

応急手当講習会・救命講習会を通じて交通事故発生時にける、迅速・的確な応急手当の知識・技能を広く市民に普及することによって救命率の向上を図ります。また、講習会の開催等について更なる啓発を図っていきます。

実施計画

2 救急法の普及

『佐久消防署』

応急手当講習会・救命講習会等の開催要請時に受講対象者の年齢、希望する講習内容等に配慮し、受講者のニーズに合わせた講習会を行ないます。更に、講習内容として交通事故発生時の応急手当や対処方法について講義に織り込みます。

『川西消防署』

応急手当講習会・救命講習会等の要請相談時に受講者対象者の年齢、希望内容に配慮し受講者のニーズに合わせた講習内容を検討します

また、講習会開催時、交通事故発生時の応急手当や対処法について講義内容に織り込みます。

『北部消防署』

救命講習会等の講習時、交通事故発生時の対処法、応急手当法を積極的に盛り込み、訓練を実施します。また、交通事故現場での救出にかかる危険性の知識向上に努めます。

事業方針

1 交通災害共済制度の普及促進

交通事故により被害を受けた人を救済するため、「長野県民交通災害共済組合」の交通災害共済制度を広く市民に周知し、未加入者の加入促進を図ります。

(1) 年会費は一人400円。会員期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間。請求期限は交通事故発生日より2年間となります。

(2) 加入方法は、申込書を各家庭に配布し毎年3月中旬までに区長を通じて申し込みます。これ以外は、本庁生活環境課及び各支所の窓口で申し込む方法があります。

(3) 公費負担

3歳以上の幼児から15歳未満の小・中学生（4月1日現在、佐久市在住者に限る）は、会費（1人100円）を市が全額負担します。また、生活保護家庭、身体障害者手帳1、2級該当者、療育手帳所持者についても、民生委員を通じ、市保健福祉部福祉課又は支所保健福祉課に加入申し込みをすると、市が全額公費負担します。

(4) 交通災害見舞金額

見舞金については、死亡時の100万円が上限として、20等級に分かれており、最低保障2万円。

実施計画

1 交通災害共済制度の普及促進

市が発行する広報紙等による周知を積極的に行い、制度の普及と加入促進を図ります。

2 交通災害共済見舞金の的確な申請手続きの推進

交通災害共済見舞金の請求に対しては、規定に沿って適切に審査するとともに、申請者に対しては、親切で分かりやすい説明を行い、的確に手続きを実施します。

事業方針**2 交通事故相談活動の強化****(1) 長野県交通事故相談所の活用促進**

交通事故被害者等が抱えている損害賠償、更生問題、その他交通事故に関連する事項について、上小地方事務所に設置されている長野県交通事故相談所上田相談所の活用を図ります。

また、相談所から遠隔地の県民に対しては、巡回相談が実施されているので、その利用についても、広報活動を行い、相談者の利便を図ります。

(2) 市における相談機能の充実強化

市の窓口における担当者の資質向上を図り、相談機能を充実、強化します。

実施計画**(1) 長野県交通事故相談所の活用促進**

佐久地方事務所で、毎月第2金曜日、午前10時～午後3時までの間、巡回による無料相談を受付けていることから、市発行の広報紙、佐久市ホームページ等による広報を積極的に行い、長野県交通事故相談所の活用を促進します。

(2) 市における相談機能の充実強化

市の窓口における相談業務をより充実するとともに、県の相談所との連携を一層密にします。

第5章 鉄道交通の安全に関する施策

JR東日本小海線営業所

事業方針
<p>1 鉄道交通における交通安全対策</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 踏切事故の防止(2) 自動車運転時等の事故防止(3) 異常時等における踏切の安全確保に向けた取組みの推進
実施計画
<p>1 踏切事故の防止</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 踏切保安設備及び踏切警標等の点検設備の徹底(2) 踏切通行者等に対する啓発活動の推進 <p>2 自動車運転時等の事故防止</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 横断中・歩行中の交通事故防止の徹底(2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底(3) 自動車及び自転車運転時における酒気帯び運転の防止、交通ルール・マナーの厳守(4) 夜間作業明け等における自動車運転事故防止の徹底(5) 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全運転利用五則の周知徹底） <p>3 異常時等における踏切の安全確保に向けた取組みの推進</p> <p>踏切鳴動持続時に通行者(車)を通行させる際の取扱いの徹底</p>

平成25年度佐久市交通安全実施計画

平成25年(2013年)8月

発行 佐久市・佐久市交通安全対策協議会

編集 佐久市 環境部 生活環境課

事務局 〒385-8501

長野県佐久市中込3056

電話：0267(62)2111

FAX：0267(62)7862

URL：www.city.saku.nagano.jp